## 「光の道」構想に関する意見

## 意見提出元

## 株式会社ハートネットワーク

#### 意見項目

# 1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

#### 意見内容

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、現在検討されている全国事業者による1方式 (FTTH)のみによる整備に限定するのではなく、それぞれのエリア毎の地域特性に応じ、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを柔軟に組み合わせて活用するべきと考える。

未整備エリアにおいてケーブルテレビ事業者がネットワークを 構築している場合は、当該エリアでそのネットワークを利用して 提供されているサービスが超高速ブロードバンドサービスであれ ば、まずそのエリアは整備エリアに算入するべき。超高速ブロー ドバンドサービスが提供されていない場合でも、ケーブルテレビ のネットワークのアップグレードにより超高速ブロードバンドサー ビスは実現可能となる為、新規に FTTH 網を敷設することに比べ て安価なケーブルテレビのネットワークのアップグレードにより、 サービス提供を実現するのが合理的です。

既存の事業者によるインフラが全く存在しないエリアにおいても、有線よりも無線によるサービス提供にメリットがある場合や、 近隣にまでケーブルテレビ事業者のネットワークが整備されている場合もあり、それら特性を考慮し、多彩な選択肢の中から整備インフラを選択することができることこそ、利用者、地域のメリットと整備コストの低減を実現することができる。

実際の基盤整備にあたっては、経済合理性を踏まえると、民間 主導導による整備は困難であるため、過去の実績なども鑑 み、「公設民営」スキームを利用し、希望事業者による競争入 札を実施することが望ましい。本方式を導入することにより、公 正性の担保、導入・運用コストの低減、本当に当該地域の利益 にかなうインフラの整備が実現されるものと考える。

2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向上させるためには、低廉 な料金で利用可能となるように、事業者間の公正 競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

利用率の向上については、低廉な料金でインフラを利用できることはもちろん重要な前提条件であるが、上述の通り、インフラ整備の事業者選定にあたって、公正かつ適正な競争原理が保たれるのであれば、自ずから利用料金は一定のレベルまで低下するころが期待できる。これはブロードバンド先進地域である近畿地方において、激烈な競争環境が生まれた結果として、利用料の低減、サービスの向上が進んだ結果、ブロードバンド加入率が向上したことからも明らか。

一方、利用料が低廉化しても、そのインフラ上で提供されるサービス、アプリケーションに魅力が無ければ、利用率は向上しない。当社はケーブルテレビ事業者ではあるが、WiMAX 地域免許

も取得し、WiMAXでもブロードバンドサービスを提供している。 又、地域ワンセグの提供に向けての準備も進めており、こういった有線、無線を組み合わせての地域向けのサービスの展開を行っている。超高速ブロードバンドサービスの未整備エリアの基盤整備にあたっても、それぞれのエリアが属する圏域文化圏を考慮し、こういった地域での取り組みを行っている事業者のサービスを積極的に活用することが、利用率向上に繋がるものと確信する。